１．⑷④ハのうち、「令和８年３月31日まで」を「令和９年３月31日まで」に、「土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に定める休日」を「休日」に改める。

１．⑷④ホを次のとおり改める。

ホ　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引、大口・多頻度割引又は乗合型自動車（定期路線）割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。一の通行が本割引、休日割引、一般国道409号及び468号（東京湾横断・木更津東金道路）における割引及び二輪車定率割引の割引適用要件に該当する自動車の場合、本割引のみを当該自動車に適用する。一の通行が本割引、深夜割引及び障害者割引のうち２以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

１．⑷⑥ホ㈡及び㈢を次のとおり改める。

㈡　深夜割引又は休日割引との重複適用関係

本割引と深夜割引又は休日割引の割引適用要件に該当する自動車の場合、深夜割引又は休日割引は適用しないものとする。

㈢　平日朝夕割引との重複適用関係

本契約の期間内において、本契約における適用区間内外の通行に関わらず平日朝夕割引は適用しないものとする。

１．⑷⑦の次に次のとおり加える。

⑧社会実験「通勤パス2026」

イ　割引をする自動車

ハに定めるいずれかの期間内に、ニに定める区間内のインターチェンジ相互間を通行（ただし、本割引の適用を受けた一の日の４回目以降の通行を除く。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込み（以下「本契約」という。）がなされている場合に限る。）

ロ　割引を適用した後の料金の額

㈠　割引を適用した後の料金の額

イ）期間内の本割引の対象となる通行のうち㈡の利用可能額までの累計部分

Ａ　北海道

次表に掲げる各適用区間は、㈡イに定める区間をいう。

適用区間	料金の合計額	
	軽自動車等	普通車
イ）に定める区間	11,400円	13,650円
ロ）に定める区間	8,400円	9,900円
ハ）に定める区間	5,250円	5,850円
ニ）に定める区間	3,900円	4,050円

Ｂ　新潟

次表に掲げる各適用区間は、㈡ロに定める区間をいう。

適用区間	料金の合計額	
	軽自動車等	普通車
イ）に定める区間	21,900円	26,700円
ロ）に定める区間	19,650円	24,000円
ハ）に定める区間	11,400円	13,650円
ニ）に定める区間	6,450円	7,050円
ホ）に定める区間	17,850円	21,750円
ヘ）に定める区間	15,750円	19,050円
ト）に定める区間	7,500円	8,700円
チ）に定める区間	12,900円	15,600円
リ）に定める区間	10,800円	12,900円

ロ）期間内の本割引の対象となる通行のうち㈡の利用可能額を超える部分

割引率は50パーセントとする。

㈡　利用可能額

㈠イ）に掲げる額の２倍の額。

ハ　実施する期間

㈠　令和８年４月１日から令和８年４月30日まで
㈡　令和８年５月１日から令和８年５月31日まで
㈢　令和８年６月１日から令和８年６月30日まで
㈣　令和８年７月１日から令和８年７月31日まで
㈤　令和８年８月１日から令和８年８月31日まで
㈥　令和８年９月１日から令和８年９月30日まで
㈦　令和８年10月１日から令和８年10月31日まで
㈧　令和８年11月１日から令和８年11月30日まで
㈨　令和８年12月１日から令和８年12月31日まで
㈩　令和９年１月１日から令和９年１月31日まで
㈪　令和９年２月１日から令和９年２月28日まで
㈫　令和９年３月１日から令和９年３月31日まで

ニ　適用区間

㈠　北海道

イ）道央自動車道の千歳インターチェンジから札幌南インターチェンジまで及び道東自動車道の千歳恵庭ジャンクションから千歳東インターチェンジまでの区間。

ロ）道央自動車道の恵庭インターチェンジから札幌南インターチェンジまでの区間。

ハ）道央自動車道の輪厚スマートインターチェンジから札幌南インターチェンジまでの区間。

ニ）道央自動車道の北広島インターチェンジから札幌南インターチェンジまでの区間。